

○登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱

令和2年3月2日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業の振興及び雇用創出の拡大を図るとともに、新しいサービス産業の創出を目指すため、本市に事業所を開設する企業者が行う建物及び設備の取得、改修等に要する経費について、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定に基づき、同法第2条第9項に規定する統計基準として設定された日本標準産業分類における大分類Gの情報通信業のうち、中分類の通信業及び放送業を除く事業又は大分類Lの学術研究、専門・技術サービス業のうち、デザイン業を行う事業所をいう。
- (2) 企業者 事業所を設置し営業する法人をいう。
- (3) 新設 市内に事業所を有しない企業者が新たに事業所を設置することをいう。
- (4) 投下固定資産額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する固定資産（以下「固定資産」という。）のうち土地を除く資産の取得に要した資金の総額をいう。
- (5) 常時雇用従業員 事業所に勤務期間の定めがなく雇用されている従業員で、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上の雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (6) 賃借 企業者が市内にその事業の用に供するため、固定資産のうち償却資産を除く資産を借りることをいう。
- (7) 通信回線使用料 事業所において事業の用に供するため使用する電気通信回線の使用料金をいう。

(奨励金交付対象企業者の指定)

第3条 市長は、事業所の新設又は賃借をしようとする企業者が、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める要件に該当すると認めるときは、奨励金の交付を受けることができる企業者として指定することができる。

- (1) 本市に事業所を新設し、市内に住所を有する者を常時雇用従業員として新たに1人以上を継続して1年以上雇用する企業者であること。
- (2) 本市における事業活動を、奨励金の交付対象事業者として指定を受けた日から起算して5年以上継続して行う企業者であること。

2 前項の規定による指定を受けようとする企業者は、指定企業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、業務を開始する30日前までに市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業所の位置図
- (3) 法人登記簿謄本
- (4) 定款又はこれに準ずるもの
- (5) 直近の財務諸表
- (6) 常時雇用従業員名簿又は採用計画書
- (7) 投下固定資産の取得価額を証する書類
- (8) 賃借の場合賃借料を証する書類
- (9) 通信回線使用料を証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、内容を審査し、指定の可否について決定し、指定企業者決定通知書（様式第2号）又は指定企業者不承認決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした企業者に通知するものとする。

（指定申請内容の変更の届出）

第4条 前条第3項の規定により指定を受けた企業者（以下「指定企業者」という。）は、同条第2項の規定による申請の内容に変更があったときは、指定企業者申請内容変更届出書（様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第5条 市長は、指定企業者が第3条第1項に定める要件を欠くに至ったとき若しくは固定資産税等の納税を怠ったとき又は市長が特に必要と認めるときは、指定企業者取消通知書（様式第5号）により、当該指定を取り消すことができる。

（奨励金等）

第6条 指定企業者に対し交付できる奨励金の種類、金額、申請期間等については、別表のとおりとする。

（交付決定）

第7条 市長は、指定企業者から奨励金の交付申請があったときは、内容を審査し、交付の可否を決定し、奨励金交付決定通知書（様式第9号）又は奨励金不交付決定通知書（様式第10号）により、当該指定企業者に通知するものとする。

（交付申請の変更）

第8条 指定企業者は、奨励金の交付申請の内容に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に奨励金交付申請変更届出書（様式第11号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により届出された内容を審査し、適当と認めるときは、奨励

金変更交付決定通知書（様式第12号）により、当該指定企業者に通知するものとする。

（事業の承継）

第9条 指定企業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる者（以下「承継者」という。）は、速やかに事業承継届出書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 指定企業者が合併により消滅した場合 合併により設立された法人
- (2) 指定企業者が営業を譲渡した場合 その譲受人

2 市長は、前項の規定により届出された内容を審査し、適当と認める場合は、事業承継承認通知書（様式第14号）により、当該承継者に通知するものとする。

（奨励金交付の取消し）

第10条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金交付取消通知書（様式第15号）により通知するとともに、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 交付に付された条件に違反したとき。
- (3) 操業から5年以内に営業を廃止し、又は休止したとき。ただし、前条第1項の規定による事業の承継をしたときは、この限りでない。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。
- (6) 本要綱に違反したとき。

2 前項の規定により奨励金の返還を命ぜられた者は、返還すべき奨励金及び奨励金の交付の翌日から返還する日までの期間の日数に応じ返還すべき奨励金の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を納入しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定による返還は、奨励金返還通知書（様式第16号）により行うものとする。

（報告及び調査）

第11条 市長は、この要綱による事務の適正を期するため、奨励金の交付を受けた指定企業者又は承継者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をしてその事業所等に立ち入らせ、関係帳簿等を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す立入調査身分証明書（様式第17号）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの告示の規定に基づき、既に承認を受けた登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金の交付については、なおその効力を有する。

別表 (第6条関係)

種類	奨励金額	申請期間	提出書類
投資奨励金	投下固定資産額の100分の10に相当する額とし、300万円を限度とする。ただし、建物、設備等を賃借する場合は、支払が生じた月から起算して12月分の額の100分の20に相当する額に、投下固定資産額の100分の10に相当する額を加えた額とし、300万円を限度とする。	操業開始の翌年の4月1日から翌々年の3月31日までの間において市長が指定した日	<ul style="list-style-type: none">投資奨励金交付申請書 (様式第6号)事業実績書納税証明書投下固定資産額を証する書類建物、設備等を賃借する場合は、料金を納入したことを証する書類の写し従業員名簿 (雇用保険被保険者証など雇用を証明できる書類)その他市長が必要と認める書類
雇用促進奨励金	事業所の開設に当たり新たに雇用した市内に住所を有する常時雇用従業員数に5万円を乗じて得た額 (市外から移住した常時雇用従業員については、一人当たり10万円を加算した額) の合計額とし、30万円を限度とする。ただし、申請の前3年間において、事業主の都合により離職	交付を受けようとする年度の4月末日まで	<ul style="list-style-type: none">雇用促進奨励金交付申請書 (様式第7号)従業員の住民票抄本従業員の雇用保険被保険者証の写し又は当該従業員を1年以上雇用していたことを証する書類その他市長が必要と認める書類

	した者の数を除くものとする。		
通信回線使用料 奨励金	<p>操業開始の月から起算して12月までの間に直接供した通信回線使用料に6分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。</p>	<p>操業開始の月から起算して12月までの支払後3月以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通信回線使用料奨励金交付申請書（様式第8号） ・通信回線使用料を納入したことを証する書類の写し ・その他市長が必要と認める書類

様式第1号 (第3条関係)

指定企業者申請書

年 月 日

(あて先) 登米市長

所在地

名称及び代表者名

印

指定企業者の指定を受けたいので、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱第3条第2項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 会社等の概要(本社等)

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 電話番号
- (4) 設立年月日 年 月 日
- (5) 資本金
- (6) 従業員数 _____人
- (7) 事業内容

2 新事業所等の概要

- (1) 立地の区分 (取得) (賃貸)
- (2) 事業所の名称
- (3) 事業所の予定地
- (4) 従業員 _____人 うち移住従業員 _____人 うち市内新規雇用者数 _____人
- (5) 主たる事業内容
- (6) 操業等開始年月日 年 月 日
- (7) 投下固定資産額 家屋 _____円 償却資産 _____円 計 _____円
- (8) 賃借の場合 建物賃借料 _____円/月 設備等賃借料 _____円/月
- (9) 通信回線使用料 月額使用料 _____円

○関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 法人登記簿謄本
- (3) 直近の財務諸表
- (4) 投下固定資産額を証する書類
- (5) 通信回線使用料を証する書類
- (6) 事業所の位置図
- (7) 定款又はこれに準ずるもの
- (8) 常時雇用従業員名簿又は採用計画書
- (9) 賃借の場合賃借料を証する書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

指定企業者決定通知書

第 号
年 月 日

事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名 様

登米市長

年 月 日付けで申請のあった指定企業者の申請について、下記のとおり指定企業者に決定したので、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱第3条第3項の規定により通知します。

記

- 1 指 定 番 号 第 号
- 2 指 定 企 業 者 名
- 3 立 地 の 別
- 4 事 業 所 の 所 在 地
- 5 事 業 所 の 名 称
- 6 業 種
- 7 指 定 の 条 件

様式第3号（第3条関係）

指定企業者不承認決定通知書

第 号
年 月 日

事業所の所在地

事業所の名称

代表者氏名 様

登米市長

年 月 日付けで申請のあった指定企業者の申請について、下記の理由により不承認と決定したので、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱第3条第3項の規定により通知します。

記

- 1 事業所の所在地
- 2 事業所の名称
- 3 不承認の理由

様式第4号（第4条関係）

指定企業者申請内容変更届出書

年 月 日

（あて先）登米市長

事業所の所在地

事業所の名称

代表者氏名

印

次のとおり申請した内容を変更したいので、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援
奨励金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指定番号 第 号
- 3 変更理由
- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更事項
- 6 参考資料

様式第5号（第5条関係）

指定企業者取消通知書

第 号
年 月 日

事業所の所在地

事業所の名称

代表者氏名 様

登米市長

次の理由により指定企業者の指定を取り消しますので、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

指定取消しの理由

様式第6号（第6条関係）

投資奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）登米市長

事業所の所在地

事業所の名称

代表者氏名

印

投資奨励金の交付を受けたいので、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業所の所在地
- 2 事業所の名称
- 3 代表者名
- 4 交付申請額 金 円
- 5 操業開始年月日 年 月 日

○関係書類

- (1) 事業実績書
- (2) 納税証明書
- (3) 投下固定資産額を証する書類
- (4) 建物・設備等を賃借する場合は、料金を納入したことを証する書類の写し
- (5) 従業員名簿（雇用保険被保険者証など雇用を証明できる書類）
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第6条関係）

雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）登米市長

事業所の所在地

事業所の名称

代表者氏名

印

雇用促進奨励金の交付を受けたいので、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業所の所在地

2 事業所の名称

3 代表者名

4 交付申請額 金 _____ 円 (①×10万円 + ②×5万円)
※上限30万円

5 操業開始年月日 年 月 日

6 交付対象従業員数

市外からの移住常時雇用従業員数 _____ 人
うち1年以上常時雇用している従業員数 _____ 人 …①

市内に住所を有する常時雇用従業員数 _____ 人
うち1年以上常時雇用している従業員数 _____ 人 …②

○関係書類

- (1) 従業員の住民票抄本
- (2) 従業員の雇用保険被保険者証の写し又は当該従業員を1年以上雇用していたことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第6条関係）

通信回線使用料奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先） 登米市長

事業所の所在地

事業所の名称

代表者氏名

印

通信回線使用料奨励金の交付を受けたいので、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

- 1 事業所の所在地
- 2 事業所の名称
- 3 代表者名
- 4 交付申請額 金 円
- 5 操業開始年月日 年 月 日

○関係書類

- (1) 回線使用料を納入したことを証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第7条関係）

奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名 様

登米市長 印

年 月 日付けで申請のあった 奨励金の交付について、下記のとおり決定したので、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の所在地
- 4 事業所の名称
- 5 交付額 金 円

様式第10号（第7条関係）

奨励金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名 様

登米市長 印

年 月 日付けで申請のあった 奨励金の交付について、下記の理由により不交付と決定したので、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第11号（第8条関係）

奨励金交付申請変更届出書

年 月 日

（あて先）登米市長

事業所の所在地

事業所の名称

代表者氏名

印

次のとおり申請内容を変更したいので、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- | | | | |
|---------|---|---|---|
| 1 指定番号 | 第 | | 号 |
| 2 指定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 変更理由 | | | |
| 4 変更年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 5 変更事項 | | | |

○関係書類

様式第12号（第8条関係）

奨励金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名 様

登米市長 印

年 月 日付けで変更申請のあった 奨励金の交付について、下記のとおり決定したので、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の所在地
- 4 事業所の名称
- 5 交付額 変更前交付額 金 円
変更後交付額 金 円

様式第13号 (第9条関係)

事業承継届出書

年 月 日

(あて先) 登米市長

事業所の所在地

事業所の名称

代表者氏名

印

次のとおり事業承継したので、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の所在地
- 4 事業所の名称
- 5 承継者の所在地
- 6 承継者の名称
- 7 承継年月日 年 月 日
- 8 承継の理由

○関係書類 承継に関する事実を明らかにする書類 (法人登記簿謄本等)

様式第14号（第9条関係）

事業承継承認通知書

第 号
年 月 日

所在地
名称及び代表者名 様

登米市長 印

年 月 日付で届出のあった事業承継について、下記のとおり承認したので、
登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱第9条第2項の規定により通知
します。

記

- 1 事業所の所在地
- 2 事業所の名称
- 3 承継者の所在地
- 4 承継者の名称
- 5 承継年月日 年 月 日

様式第15号（第10条関係）

奨励金交付取消通知書

第 号
年 月 日

事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名 様

登米市長 印

次の理由により 奨励金の交付を取り消しますので、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

取消の理由

様式第16号（第10条関係）

奨励金返還通知書

第 号
年 月 日

事業所の所在地
事業所の名称
代表者氏名 様

登米市長 印

次の理由により奨励金の返還を求めますので、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

- 1 返還金額 円
- 2 納付期日 年 月 日
- 3 返還理由

様式第17号 (第11条関係)

(表)

立 入 調 査 身 分 証 明 書	
写 真	第 号
	所 属 職 名 氏 名
<p>上記の者は、登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱第11条第2項の規定により立入調査をすることができる職員であることを証明する。</p>	
	年 月 日発行
	登米市長 印

(裏)

<p>登米市ICT・クリエイティブ産業創出支援奨励金交付要綱抜粋</p> <p>(報告及び調査)</p> <p>第11条 市長は、この要綱による事務の適正を期するため、奨励金の交付を受けた指定企業者又は承継者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をしてその事業所等に立ち入らせ、関係帳簿等を調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す立入調査身分証明書(様式第17号)を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>
--

様式第1号 (第3条関係)
様式第2号 (第3条関係)
様式第3号 (第3条関係)
様式第4号 (第4条関係)
様式第5号 (第5条関係)
様式第6号 (第6条関係)
様式第7号 (第6条関係)
様式第8号 (第6条関係)
様式第9号 (第7条関係)
様式第10号 (第7条関係)
様式第11号 (第8条関係)
様式第12号 (第8条関係)
様式第13号 (第9条関係)
様式第14号 (第9条関係)
様式第15号 (第10条関係)
様式第16号 (第10条関係)
様式第17号 (第11条関係)